

令和6年度第2回福島県国民健康保険運営協議会 議事録

- 1 日 時：令和6年12月23日（月）14：00～14：20
- 2 場 所：オンライン会議（福島県庁西庁舎 7階 部相談室兼会議室）
- 3 出席者：別紙のとおり
- 4 議事等
(1) 令和7年度国保事業費納付金等の仮算定結果及び本算定に係る算定方法について
(議事)
- 5 議事経過

【司会】

それでは定刻となりましたので、ただいまより、令和6年度第2回福島県国民健康保険運営協議会を開会いたします。

議長に進行をお願いするまで司会を務めさせていただきます。福島県国民健康保険課主幹の斎藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、定数の確認をいたします。本日は、委員11名中、10名の委員にご出席いただいております。福島県国民健康保険条例第6条第3項に規定する過半数の出席を満たしておりますので、本会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、これより議事に移ります。

これからの進行につきましては、福島県国民健康保険条例第6条第2項に基づき、会長に議長をお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

【議長】

皆様、本日は、年末のご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の議題は、「令和7年度国保事業費納付金等仮算定結果及び本算定に係る算定方法」となっています。限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

【議長】

それでは、はじめに議事録署名人の指名ですが、福島県国民健康保険運営協議会運営規程第4条第2項により、野田委員と土門委員を指名させていただきます。

ご承諾いただける場合は、大きくなずいていただければと思います。

【各委員】

(大きくなずく)

【議長】

はい、ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

議題の1「令和7年度国保事業費納付金等の仮算定結果及び本算定に係る算定方法について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

国民健康保険課長の橋内でございます。いつもお世話になっております。

年末のお忙しいところご参集いただき感謝申し上げます。

私から、令和7年度国保事業費納付金等仮算定結果及び本算定に係る算定方法につきまして、先月28日に開催した市町村国保運営安定化等連携会議において調整を図った内容に基づき、ご説明いたします。

なお、今回は、こちらの議題のみとなっておりますが、11月に国から納付金等算定に必要な仮係数が示されることから、例年、この時期にご議論いただいているもので、ご了承いただければと存じます。

資料1をお開きいただき、2ページの「1 仮算定結果（まとめ）」をご覧ください。

令和7年度納付金の仮算定を行った結果につきまして、まず結論的なお話をさせていただきます。

令和7年度の基金を充当していない状態での標準保険料率及び1人当たり負担額は、記載のとおりでありまして、1人当たり保険料につきましては、医療分が令和6年度本算定と比較して、326円増の7万4,556円、後期高齢者支援金分が同じく7,168円増の33,935円、介護納付金分が同じく204円増の9,344円、合計で7,698円増の117,835円となりました。

なお、表の右側、令和6年度本算定との比較ですが、比較の元となる令和6年度本算定の数字は、財政調整基金を31億円充当し、保険料負担を軽減した後の数字となっております。

続きまして、被保険者数等の推計方法についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

まず、(1)の被保険者数の推計については、コーホート要因法、つまり、前年における1歳下の被保険者数に、移動率を乗じて推計する方法を採用しております。結果として、令和6年度本算定時の推計値346,543人と比較して、10,020人減の336,523人と推計しております。

(2)の1人当たり診療費については、令和2年度から令和5年度までの伸び率により、436,298円と推計し、被保険者数336,523人を乗じることにより、診療費総額は、約1,468億円と推計しております。

続きまして、4ページをご覧ください。医療分の概要です。

県全体の保険給付費につきましては、先ほどの診療費総額を基に算定した結果、令和6年度本算定と比較して、33億円減の1,232億円と推計しております。

その主な理由につきましては、被保険者の減少によるものでございます。

その下段、県全体の保険給付費から対象となる歳出・歳入項目を加減算し、さらに市町村ごとに歳出・歳入項目を加減算したものの合計額となる市町村納付金合計、また、それぞれの市町村納付金額から対象となる歳出歳入項目を加減算したものの合計額と

なる保険料総額についても、令和6年度本算定と比較して減額となっております。

一方、1人当たりの額としては、高齢化による影響や、高額医療費負担金制度の見直しにより国・県からの交付額が減額される見込みであることが影響し、1人当たり保険料は、令和6年度本算定と比較して326円増の74,556円と推計しております。

5ページをご覧ください。(3)前年度からの変更点です。

昨年度、皆様にご審議いただきとりまとめた福島県国民健康保険運営方針に基づき、令和11年度を目標として、保稅水準の統一に向けて動いております。

令和7年度は納付金算定にかかる係数調整が開始されることから、医療費指数反映係数をこれまでの1から0.8としております。この数字は、今後5年をかけて、0にしていくこととしております。

また、標準的な収納率反映係数につきましても、令和7年度分を0.2といたしまして、今後5年間で1まで引き上げることとしております。

なお、(4)県全体の費用(県単位化)として取り扱う経費、公費につきましても、令和6年度まで、各市町村の納付金等を決定する際に、加算・減算していたものを、資料記載の各経費・各公費につきまして、令和7年度から県全体の費用として取り扱うこととしております。

続きまして、6ページをご覧ください。

令和7年度から保稅水準の統一に向け、医療費指数や、保稅収納率による係数を調整してまいります。現在の医療費水準や収納率によっては、保稅の負担が増加する自治体が生じてきます。そのため、県2号繰入金を活用したインセンティブの付与を行い、激変緩和策を講じていくこととしております。

7ページをご覧ください。後期高齢者支援金分の概要です。

後期高齢者数の増加により、後期高齢者支援金等につきましても、令和6年度本算定と比較して、2億円増の255億円と推計しております。

また、負担する側の国保被保険者も減少する見込みであるため、1人当たりの負担も大きくなりまして、1人当たり保険料は、令和6年度本算定と比較して、7,168円増の33,935円と推計しております。

なお、8ページ、(3)前年度からの変更点につきましても、医療分と同様に、国保稅水準の統一に向け、標準的な収納率反映係数を令和7年度分について0.2としております。

9ページをご覧ください。介護納付金分の概要です。

国保の被保険者数が減少する見込みであるため、被保険者が納付する介護納付金については、令和6年度本算定と比較して4億円減の73億円と推計しております。

なお、1人当たり保険料は9,344円と、令和6年度本算定と比較して、204円増となっております。これは、昨年度は1人当たりの納付金を抑制するため、財政安定化基金から2億円を充当した後の数字と比較しているためです。

なお、令和7年度の財政安定化基金の取扱については、この後説明いたします。

また、10ページ、(3)前年度からの変更点につきましても、医療分等と同様に、国保稅水準の統一に向け、標準的な収納率反映係数を令和7年度分について0.2としており

ます。

続きまして、11 ページをご覧ください。

財政安定化基金を充当した調整について、ご説明いたします。

まず、現在の財政安定化基金の残高は、約 42.4 億円となっておりますが、このうち、今年度及び来年度の予備費の財源として 10 億円ずつ確保しておく必要があることから、令和 7 年度の納付金等の軽減に確実に充当できる額は 22.4 億円となっております。

(2) 基金充当の基本的な考え方につきましては、令和 3 年度の福島県市町村国保運営安定化等連携会議（第 3 回）において市町村と協議の上、決定しておりますが、記載のとおり、財政運営の状況を踏まえる、県全体の被保険者に平等に還元する、できるだけ短期間で充当に努める、年度間で納付金が大きく変動しないように充当額の調整を行うこととなっております。

令和 7 年度の納付金算定においては、先ほど 2 ページ目で説明しましたとおり、県全体の 1 人当たり保険料は、令和 6 年度本算定と比較して、合計で 7,698 円の増加となっております。

そのため、中でも大きく増加している後期分につきましては、年度間の平準化を図りつつ、被保険者の負担軽減を図ることとし、その金額については、取崩可能な約 22.4 億円のうち 10 億円を充当することとしております。

なお、残りの約 12.4 億円その他、令和 5 年度の決算剰余金の取扱については、本算定の際に、改めて検討することとしております。

12 ページをご覧ください。

財政調整基金 10 億円を後期分に充当した令和 7 年度仮算定では、1 人当たり保険料につきましては、医療分が令和 6 年度本算定と比較して 326 円増の 74,556 円、後期高齢者支援金分は 3,980 円増まで圧縮し 30,747 円、介護納付金分は 204 円増の 9,344 円、合計で 4,510 円増の 114,647 円といたしました。

最後に、13 ページをご覧ください。

本算定に係る算定方法についてですが、本算定にあたっては、今後、国から示される確定係数などを反映して行うこととしております。

また、その際、財政安定化基金の充当については、本算定の結果を踏まえて再度検討することとしております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

【議長】

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か質問はございますでしょうか。

【委員】

1 点質問させていただきたいのですが、4 ページの仮算定結果の(2)の検証のところで、一行目の後段から、「国による高額医療負担金の見直しにより交付額が減額となる見込みであることが」と記載があるんですけども、これは今議論されている高額療養

費制度の負担上限額の引上げによる効果というものを保険給付金の支払いの減少という形で、織り込んでいるという理解でよろしいのでしょうか。

【議長】

事務局いかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。

こちらに記載しております高額医療費負担金というものにつきましては、国と県による補助制度のことをごさいますして、今、新聞報道等にありますが高額療養費の自己負担限度額の見直しとはちょっと違った話でございます。こちらの補助金につきましては、高額な医療費が発生した際に、国保の保険者、市町村の負担を軽減するという意味合いで、80万円を超えるレセプト請求につきましては、その超えた分の4分の1を国、4分の1を県、つまり県と国が全体の2分の1を補助するという制度でございます。今回、この改正が80万円を超えるレセプトというものが、90万円を超えるレセプトということになってございますので、約10万円分の補助単価が変わったということで、その分保険給付費には保険料として集める必要があるといった見直しでございますので、今新聞報道で伝えられている高額療養費の自己負担限度額の見直しとはまた違ったものでございます。

【委員】

はい、分かりました。

ありがとうございます。

【議長】

ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

【全員】

(質問等なし)

【議長】

それでは令和7年度国保事業費納付金等の会査定結果及び本算定に係る算定方法については、ただいま説明した内容で本算定することといたしたいと思えます。

それでは本日の議事は以上となりますが、各委員の皆様から何かございますでしょうか。

【全員】

(質問等なし)

【議長】

では、それでは事務局から何かありますか。

【事務局】

次回の運営協議会につきましては、来年3月中旬以降を開催予定としております。

事前に委員の皆様のご都合をお伺いした上で日程を決定したいと思いますので、ご出席をよろしくお願いたします。

【議長】

それでは、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

議事の進行にご協力頂きましてありがとうございます。では、事務局にお返しします。

【司会】

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回福島県国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。